

令和 5 年 2 月 / 日

三 重 県 知 事 殿

三重県鈴鹿市野村町168番地1
医 療 法 人 A I M S
理 事 長 伊 藤 芳 幸
電話番号 059(380)4112

決 算 届

令和3年12月1日から令和4年11月30日までの決算を終了したので、医療法
第52条第1項の規定により届出します。

《添付書類》

- 1 事 業 報 告 書
- 2 財 産 目 録
- 3 貸 借 対 照 表
- 4 損 益 計 算 書
- 5 監 事 の 監 査 報 告 書



事業報告書
(自 令和3年12月 1日 至 令和4年11月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 A I M S
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市野村町168番地1
- (3) 設立認可年月日 平成29年10月26日
- (4) 設立登記年月日 平成29年11月 9日

2 事業の概要

- (1) 本来業務
診療所 すずかいとう皮膚科クリニック 三重県鈴鹿市野村町168番地1
- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項
- 令和4年 1月20日 令和3年度決算の決定
- 令和4年11月30日 理事及び監事の改選
令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 A I M S
所在地 三重県鈴鹿市野村町168番地1

財 産 目 録
(令和4年11月30日現在)

1. 資 産 額	266,450 千円
2. 負 債 額	130,366 千円
3. 純 資 産 額	136,083 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	201,258
B 固 定 資 産	65,192
C 資 産 合 計	266,450
E 負 債 合 計	130,366
F 純 資 産	136,083

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 A I M S

所在地 三重県鈴鹿市野村町168番地1

貸借対照表

(令和4年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	201,258	I 流動負債	90,526
II 固定資産	65,192	II 固定負債	39,840
1 有形固定資産	46,087	負債合計	130,366
2 無形固定資産	1,369	純資産の部	
3 その他の資産	17,735	科目	金額
		I 基金	
		II 利益剰余金	136,083
		純資産合計	136,083
資産合計	266,450	負債・純資産合計	266,450

法人名 医療法人 A I M S
所在地 三重県鈴鹿市野村町168番地1

損 益 計 算 書
(自 令和3年12月1日 至 令和4年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	247,866
2 事業費用	231,432
事業利益	16,433
II 事業外収益	4,398
III 事業外費用	237
経常利益	20,594
IV 特別利益	0
V 特別損失	237
税引前当期純利益	20,357
法人税等	4,106
当期純利益	16,250

監 事 監 査 報 告 書

医 療 法 人 A I M S
理 事 長 伊 藤 芳 幸 殿

私は、医療法人AIMSの令和4会計年度（令和3年12月1日から令和4年11月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和5年1月15日
医 療 法 人 A I M S
監 事 馬 場 毅